

京 都 大 学 授 業 料 、 入 学 料 免 除 等 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>(前 略)</p> <p>(授業料の免除)</p> <p>第2条</p> <p>(1)～(4)</p> <p>2</p> <p>(1)～(3)</p> <p>3 休学する者については、<u>授業料の納付期限</u>までに休学を申し出た場合は、月割計算により休学する日の属する月の翌月（休学する日が月の初日からのときは、その月）から復学の日属する月の前月までの授業料を免除する。<u>ただし、休学する日（授業料の納付期限の翌月の初日を除く。）が授業料の納付期限経過後であつて、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、この限りでない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 退学、卒業又は修了する者については、<u>授業料の納付期限</u>までに<u>当該期中</u>における退学、卒業又は修了を申し出た場合は、月割計算により退学、卒業又は修了する日の属する月の翌月以降の授業料の全額を免除する。</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>第2条の3 前2条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者であつて、かつ、学業優秀と認められるものについては、願い出により、総長が定める期間の授業料の全額を免除することがある。</p> <p>(1) 本学が開設する外国語による授業のみで学位を取得できるコース（総長が指定するものに限る。）を履修する外国人留学生</p> <p>(2) 外国の政府、公的機関等が実施する留学生制度（総長が指定するものに限る。）により本学に入学する外国人留学生</p> <p>2 前項の規定による授業料の免除に関し必要な事項は、総長が別に定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>第5条の2 前条に規定するもののほか、本学が開設する留学生コース（総長が指定するものに限る。）を履修する外国人留学生で、かつ、学業優秀と認められるものについては、願い出により、入学料の全額</p> | <p>(授業料の免除)</p> <p>第2条</p> <p>(1)～(4)</p> <p>2</p> <p>(1)～(3)</p> <p>3 休学する者については、<u>休学を開始する日</u>が<u>当該休学を開始する日の属する期の5月1日又は11月1日以前であつて、それぞれ4月末日又は10月末日</u>までに休学を申し出た場合は、月割計算により休学を開始する日の属する月の翌月（<u>休学を開始する日</u>が月の初日のときは、その月）から復学の日属する月の前月までの授業料を免除する。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>5 退学、卒業又は修了をする者については、<u>当該退学、卒業又は修了をする日の属する期の4月末日又は10月末日</u>までに退学、卒業又は修了を申し出た場合は、月割計算により退学、卒業又は修了をする日の属する月の翌月以降の授業料の全額を免除する。</p> <p>第2条の2 (同 左)</p> <p>第2条の3 前2条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者であつて、かつ、学業優秀と認められるものについては、願い出により、<u>第1号及び第2号に該当する者にあつては総長が定める期間の授業料の全額を、第3号に該当する者にあつては総長が定める期間の授業料の全額又は半額を免除することがある。</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(同 左)</p> <p>(3) <u>Kyoto University International Undergraduate Program</u> により本学の学部学生として入学する外国人留学生</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第5条の2 前条に規定するもののほか、本学が開設する留学生コース（総長が指定するものに限る。）を履修する外国人留学生又は <u>Kyoto University International Undergraduate Program</u> により本</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>を免除することがある。</p> <p>2 前項の規定による入学料の免除に関し必要な事項は、総長が別に定める。<br/>(後 略)</p> | <p><u>学の学部学生として入学する外国人留学生</u>で、かつ、<u>学業優秀と認められるもの</u>については、願い出により、入学料の全額を免除することがある。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則<br/>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p> |
|---|--|